

産後のお母さんのために

●問い合わせ こども課母子保健係 (☎0866-92-8261)

産婦健康診査

母の心と体の健康状態について、出産後（産後2週間、産後1か月など）に最大2回まで産婦健康診査の助成を受けることができます（助成券は、母子保健ガイドにとじ込まれています）。実施していない医療機関もあるので、受診時は医療機関に確認してください。里帰りなどで県外の医療機関で産婦健康診査を受ける場合は、受診後に費用（または費用の一部）を市に請求できます。詳しくは、こども課母子保健係までお問い合わせください。

産後ケア事業

出産後に医療機関や助産院（市の委託機関に限る）から、母乳ケアや授乳指導、育児相談が受けられるサービスです（利用には自己負担が生じます）。利用前に申請手続きが必要です。利用可能日数など要件がありますので、詳しくはこども課母子保健係までお問い合わせください。

【対 象】 産後1年以内の母と子で、医療の必要がなく、支援が必要な人

【利用内容】 短期入所型・通所型・居宅訪問型

